

事務連絡
令和4年6月24日

各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

第26回参議院議員通常選挙に係る選挙啓発について（依頼）

標記について、第26回参議院議員通常選挙は、6月22日（水）に公示され、7月10日（日）に執行されることとなっていることから、総務省自治行政局選挙部管理課長から別紙のとおり選挙啓発について依頼がありました。

については、各専修学校及び各種学校におかれては、選挙啓発用ポスターを一人でも多くの有権者の方に御覧いただけるよう、生徒等の目に触れる場所に掲示くださるようお願いいたします。

あわせて、総務省から各選挙管理委員会に対し、選挙啓発用リーフレットが配布されていますので、御希望の際は、各選挙管理委員会に御相談ください。また、公示日から、総務省ホームページにおいて、本選挙における特設ページが開設されておりますので、不在者投票の手續とともに、生徒等に対して御紹介くださるようお願いいたします。

このことについて、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校各種学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く国立大学担当課におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

総務省選挙特設ページ URL : <https://www.soumu.go.jp/2022senkyo/>

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL : 03-5253-4111（内線：2915）

総行管第384号
令和4年6月15日

文部科学省

生涯学習政策局生涯学習推進課長
高等教育局高等教育企画課長

殿

総務省自治行政局選挙部管理課長

第26回参议院議員通常選挙に係る選挙啓発について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、総務省の業務については、平素から御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、第26回参议院議員通常選挙は、6月22日（水）に公示され、7月10日（日）に執行されることとなっております。私どもでは、投票日の周知と投票参加を呼びかける選挙啓発活動を様々なかたちで進めており、このたび、その一環として、参议院議員通常選挙啓発用ポスター（別添1）を作成し、全国の国公私立大学及び専修学校等に配布することとしております。

つきましては、全国の国公私立大学及び専修学校等において、一人でも多くの有権者の方に御覧いただけるよう、ポスターの掲示をいただくよう御協力をお願いいたします。

併せて、選挙啓発用リーフレット（別添2）を各選挙管理委員会に配布しておりますので、大学等で御希望の際は、各選挙管理委員会に御相談ください。

また、選挙啓発用ポスターについては、公示日の6月22日（水）以降に掲示いただきますよう御留意ください。

なお、総務省ホームページにおいて、本選挙における特設ページ（<https://www.soumu.go.jp/2022senkyo/>）を開設いたしましたので、併せて御紹介いただきますようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局
選挙部管理課選挙啓発係 中南・林
TEL：03-5253-5574

別添1

【選挙啓発ポスター・リーフレット（表面）】

キャッチコピー

投票する。一票は、私の声だから。

総務省

投票する。
一票は、
私の声だから。

私たちの暮らしのために、

明日のために、

声を届けよう。

投票日

7/10(日) 期日前投票
6/23(木) ▶ 7/9(土)

投票日に予定のある方は上記の期間、期日前投票ができます。

参議院議員通常選挙

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養等されている方
「特例郵便等投票」ができます。

選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方
「不在者投票」ができます。

投票の仕方、候補者・政党等の情報は特設サイトでご覧になれます。
市川猿之助さん・生田絵梨花さんのWEBムービーも公開中!

参院選2022 総務省
<https://www.soumu.go.jp/2022senkyo/>



マスク着用



手指消毒



人との距離を保つ

投票所では新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

総務省・中央選挙管理会・(公財)明るい選挙推進協会

【選挙啓発リーフレット（裏面）】

投票は①選挙区選挙、②比例代表選挙の2種類です

候補者名

① 選挙区選挙

クリーム色の投票用紙に
「候補者名」
を記載して投票します。

候補者名
または
政党名

② 比例代表選挙

白色の投票用紙に
「候補者名」または「政党名」
を記載して投票します。
※特定枠の候補者名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。

候補者や政党の情報がご覧になれます

選挙区選挙

- 選挙区ごとに各候補者の一覧 氏名、党派名、ウェブサイトアドレスが掲載されています。
- 選挙区ごとの選挙公報

比例代表選挙

- 名簿届出政党等の一覧 名称・略称、ウェブサイトアドレスが掲載されています。
- 名簿届出政党等の名簿登載者の一覧 政党等の名称・略称、名簿登載者の氏名・ウェブサイトアドレスが掲載されています。
- 名簿届出政党等の選挙公報

各候補者・名簿届出政党等に関する情報はこちら



投票日当日に投票所に行けない方も投票できます

期日前投票

投票日の前に期日前投票所で投票することができます。

不在者投票

選挙期間中、他の市区町村に滞在している方、病院等の施設にいる方、身体障害等の要件に該当する方は、不在者投票をすることができます。
※投票用紙等の送付に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。
※詳しい手続きは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等 されている方は、特例郵便等投票ができます

詳しくはこちら



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。



選挙人

① 投票用紙・投票用封筒を請求
(選挙期日4日前まで(必着)、公示日前も可)
請求書(署名必要)
保健所等から交付された外出自粛要請等の書面

選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

② 郵便等により送付
投票用封筒
投票用紙
保健所等から交付された外出自粛要請等の書面(返却)



選挙人

③ 自宅・宿泊施設等、現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名
記載済み投票用紙
投票用封筒(署名必要)

④ 郵便等により送付

投票所における感染症対策



投票所に来場される皆様へのお願い

